

## 答申第225号（諮問第234号）

「人事課職員が、群馬県内務規定を守らなくてよい、又は守ってはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成31年1月28日付けで、「人事課職員が、群馬県内務規定を守らなくてよい、又は守ってはならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成31年2月6日、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該請求に係る文書は、当該実施機関では保有及び作成していないため

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成31年3月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成31年4月22日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和元年7月18日、口頭意見陳述を実施した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和元年8月2日、本件審査請求事案の諮問を行った。

## 第3 争点（本件請求に係る公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

## 1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・憲法違反を隠蔽するものである。

## 2 実施機関の主張要旨

地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）があるが、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

地方公務員である群馬県人事課職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求で求めているような、同法に反する行為を示す公文書を作成又は取得することはない。

## 3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(1) 私が審査請求をするに当たって、人事課に電話したにも関わらず、人事課が電話を架けてこなかった。お陰で、そのことが知事部局の人間にバレて、知事部局の人間が舐めきっている。

(2) 内規違反をやれというような職務上の命令があったのではないか。実施機関は明らかに嘘をついている。これは侮辱及び非難に値する。

そういう事実がある以上、条例第14条第2号イにより、容易に文書があると推測される。明らかに慣行である。慣行として容易に推測できる。

(3) また、法律に基づいてまともに審査しない理由も分かっている。毎度毎度法律のことを書いても、審査請求人の主張は本件裁決を左右するものではないと。あなたたちにやらせたらどういう風になるか分からない。だから法律について書いてもろくに審査しない。

(4) 行政不服審査法第52条は改正されて、あなたたち行政庁は拘束されている。私は民間人ですから。したがって、否決であっても、棄却であっても、却下であっても、あなたたちは拘束されて、私は拘束されない。これは総務省の見解である。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点（本件請求に係る公文書不存在決定について）

(1) 請求人及び実施機関の主張に照らすと、文書の存否の判断について主張が異なるため、本件請求に係る公文書が、実施機関における事務処理上、作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定

多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (2) 請求内容にある「内務規定」についてであるが、請求人からは特定の内容及び条文を指すものであるとの主張はないため、ここでは服務規程や処務規程などを含むおよそ内務規程に該当するもの一般を指しているものとして判断する。
- (3) 実施機関における一般職に属するすべての地方公務員は、地方公務員法の適用を受けるが、第32条は法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めており、更に群馬県処務規程（昭和39年群馬県訓令甲第8号）第14条第1項も同様に定めていることからすれば、人事課職員が、内務規定を守らなくてよい・又は守ってはならないという趣旨の、法令や規程に反する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、群馬県行政組織規則（昭和32年群馬県規則第71号）第13条が、人事課の分掌事務として職員の任免、分限、懲戒及び服務に関することと定めていることからすれば、実施機関における職員の服務を分掌事務としている人事課職員が、地方公務員法や群馬県処務規程上の義務等を格別に遵守していることは想像に難くなく、内務規定を守らなくてよい・又は守ってはならないという趣旨の、法令や規程に反する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

- (4) よって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められず、判断は妥当であると認められる。

なお、請求人は審査請求書及び口頭意見陳述において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

## 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張に留まるものであり、本答申の判断を左右するものではない。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 8月 2日	諮問

令和元年 9月26日 (第75回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和元年11月12日 (第76回 第一部会)	審議
令和元年11月26日	答申